

「第 14 回国際陶磁器展美濃」印刷物等のデザイン作成及び印刷業務 プロポーザル募集要領

国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会では、「第 14 回国際陶磁器展美濃」の作品募集に関する印刷物等のデザイン作成及び印刷業務を民間企業等に委託します。

については、委託先を決定する公募型プロポーザルを行いますので、参加事業者を募集しません。

第 1 募集の内容

1 委託業務名

「第 14 回国際陶磁器展美濃」印刷物等のデザイン作成及び印刷業務委託

2 業務内容等

別紙、「第 14 回国際陶磁器展美濃」印刷物等のデザイン作成及び印刷業務仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

※「第 14 回国際陶磁器展美濃」の関連印刷物として、図録の製作も予定しております。来年度以降に別途委託業者を選定する予定です。

3 委託費の上限

2, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 委託業務期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 16 日（金）までの間

第 2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等（以下「法人等」という。）であって、以下の(1)から(5)までの条件を満たすものとする。

(1) 日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人等であること。

(2) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第 199 条第 1 項もしくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定

による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項に規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

(5) 過去 3 年間に 1 件以上、美術館等での印刷物のデザイン作成（ポスター、チラシ、図録等）かつ印刷実績がある者であること。

2 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

提出書類等\時期	8 月	9 月
① プロポーザル参加申込書提出	8/8  8/29 締切り	
② 募集要領等に関する質問書提出	8/8  8/29 締切り	
③ プロポーザル関係書類提出		9/1  9/11 締切り
④ プロポーザル審査会		9/16

① 8 月 29 日（金）正午までに、プロポーザル参加申込書（別紙 1）を提出していただきます。

② 質問がある場合は、8 月 29 日（金）正午までに、質問書（別紙 2）を提出していただきます。

③ プロポーザル参加申込書（別紙 1）を提出後、9 月 11 日（木）正午までに、プロポーザル関係書類（P4 参照）を提出してください。

④ 9 月 16 日（火）開催予定のプロポーザル審査会に出席してください。

(2) 募集要領等の入手方法

次の期間内に次の方法により入手してください。

① 入手期間 令和 7 年 8 月 8 日（金）～令和 7 年 8 月 29 日（金）正午

② 入手方法 国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会ホームページから入手してください。[\(https://www.icfmino.com/\)](https://www.icfmino.com/)

※実行委員会事務局窓口又は郵送での配布は行いません。

(3) プロポーザル参加申込書の受付

①受付期間

令和7年8月8日（金）～令和7年8月29日（金）正午

午前8時30分～午後5時（土日、祝日を除く）

※8月29日（金）については、正午までとします。

②提出方法

プロポーザル参加希望者は、プロポーザル参加申込書（別紙1）を国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会事務局まで持参又は電子メール（ファイル形式は、Microsoft Word としてください）にて提出してください。

提出先

国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会事務局

住所 〒507-0801 岐阜県多治見市東町4-2-5 セラミックパーク MINO 内

電子メールアドレス info@icfmino.com

③受付確認

事務局は参加申込書を受領後一週間以内に受付完了の連絡をします。一週間以内に連絡がない場合は電話にて確認してください。

(4) 募集要領等に関する質問書の受付及び回答の公開

①質問書受付期間

令和7年8月8日（金）～令和7年8月29日（金）正午まで

②質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書（別紙2）を国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会事務局宛に、電子メール（ファイル形式は、Microsoft Word としてください）にて提出してください。

質問書提出先

国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会事務局

電子メールアドレス info@icfmino.com

③回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、随時、ホームページ上にて公開します。

(5) プロポーザル関係書類の受付

①受付期間 令和7年9月1日(月)～令和7年9月11日(木) 正午

②提出書類と提出部数

提出書類		部数
1) 企画提案書表紙(様式1)		1部
2) 企画提案書(様式1-2) ※1 ※2		10部
3) デザイン ※3 ※4 ※5	ア Webバナー(紙面に印刷したもの)	各10部
	イ 募集チラシ(表面のみ)	10部
	ウ 募集ポスター(A2)	1部
4) 過去の実績を示す実例 ※6 (デザイン・ポスター、チラシ、図録等)		適宜
5) 法人概要書(様式2)		1部
6) 見積書(任意様式)		1部
7) 誓約書(様式3)		1部

※1 第14回国際陶磁器展美濃の作品募集について、紙媒体の他、WEB等のデジタル媒体でのPRも予定しています。今回のデザインを活用したデジタル媒体でのPR展開案について、企画提案書に展開案を記載し、審査会で提案してください。なお、別途経費が必要な場合は、見積額を記載してください。

※2 企画提案書(様式1-2)は、企業名(団体名)及び個人名を推測できる表現を入れないようにしてください。

※3 仕様書を参考にデザインを作成してください。

※4 応募受付期間は「2026年2月2日(月)～2027年1月29日(金)」と記載してください。

※5 デザインについては、最大2案まで提出可能とします。その場合も上記ア～ウをそれぞれ提出してください。

※6 企業名(団体名)及び個人名を推測できる表現の入っていないものに限りません。

③提出方法

- ・国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会事務局まで持参又は郵送により提出してください。なお、「3) デザイン」については、電子データ(PDF)も提出してください。(電子データは電子メールによる提出)
- ・郵送の場合も、令和7年9月11日(木)正午必着となります。郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

提出先

国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会事務局

住所 〒507-0801 岐阜県多治見市東町4-2-5 セラミックパーク MINO 内

電子メールアドレス info@icfmino.com

④注意事項

実行委員会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 「第14回国際陶磁器展美濃」印刷物等のデザイン作成及び印刷業務プロポーザル審査会」審査員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- エ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- オ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- カ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ク 募集要領に違反すると認められる場合
- ケ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません（軽微なものを除く）。

④返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑤費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑥その他

- ア 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要領等の記載内容に同意したものとします。
- イ 提出された企画提案書等は、情報公開請求の対象となります。
- ウ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、審査会開催日前日の正午までに、辞退

届（様式自由）を国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会事務局に持参又は郵送により申し出てください。

（7）見積書作成に当たっての注意事項

見積金額は、委託期間中の本業務に係るすべての費用の額とします。
消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。記載金額が委託費の上限額を超える場合は失格となりますのでご注意ください。

第3 審査に係る事項

1 審査方法

審査は、国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会が別に定める「第14回国際陶磁器展美濃 印刷物等のデザイン作成及び印刷業務プロポーザル審査会」において行います。

なお、委託者の選定に当たっては、審査基準（別表1）に基づき、提出書類の審査及びプロポーザル審査を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を審査員が審査・採点し選定します。

2 プロポーザル審査会

- (1) 開催日時 令和7年9月16日（火）（予定）
※時間については、後日、プロポーザル参加者にそれぞれ通知します。
- (2) 開催場所 セラミックパーク MINO（予定）
- (3) 企画提案の所要時間（予定）

プレゼンテーション	15分
質疑応答	10分
- (4) 注意事項
 - ① 審査会では、デザインの概要を中心にプレゼンテーションを行ってください。パソコン、プロジェクター等が必要な場合は、企画提案書にその旨を記載してください。事務局で用意します。
 - ② 審査会の出席は2名までとします。

3 審査基準

別表1「審査基準」を確認してください。

4 事業者の選定方法

各審査員の採点の合計点に見積金額による加点を加算し、その総合計が最高点の者を、

本業務に最も合致した企画・技術的能力等を有する事業者（以下「最優秀提案者」という。）として選定します。また、必要に応じ、次点者を選定します。

最高点の者が複数いる場合は、原則として見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定しますが、見積金額も同額の場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとします。

また、提案者全員が基準点に満たないときは、理由を付して最優秀提案者を選定しないこととし、再度公募することとします。

5 提案者が1者又ははない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても審査は実施し、審査の結果において基準点を満たすときは当該応募者を最優秀提案者とします。また、基準点に満たない場合や提案者がいない場合には、再度公募を実施します。

6 審査結果の通知及び公表

審査後、実行委員会で確認を行い、11月上旬頃参加者に審査結果を通知するとともに、ホームページ上で公表します。

第4 契約の締結

選定された事業の企画提案及び委託事業の実施による成果物等の著作権を含む全ての知的財産は、原則として発注者である国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会に帰属します。

選定した最優秀提案者を契約候補者として発注者と協議し、委託業務に係る仕様を確定させたいうで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、契約候補者と発注者との協議により最終的に決定します。

なお、選定した契約候補者と発注者との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、審査結果における次点者と協議を行うこととします。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の一括再委託の禁止

受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

2 個人情報保護

受注者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

3 守秘義務

受注者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

発注者と受注者との契約期間中において、業務の継続が困難になった場合の措置はつぎのとおりとします。

1 受注者又は発注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受注者又は発注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、相手方に契約の取消しができます。この場合、受注者又は発注者に生じた損害は、相手方に賠償請求できるものとします。なお、損害賠償の額は、双方協議の上、決定するものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、発注者及び受注者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

第7 その他

審査結果に関する意義申し立ては、受け付けません。

第8 問い合わせ先

〒507-0801 多治見市東町 4-2-5 セラミックパーク MINO 内
国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会：岩井、西尾、渡辺
Tel：0572-25-4111
Fax：0572-25-4138
電子メールアドレス：info@icfmino.com

別表 1

審査基準

1. 審査項目及び配点

次の通り、3つの審査項目による5つの審査内容により、審査員1人につき100点満点
で審査する。

審査項目及び審査内容		配点				
1 全体コンセプト（20点）		20点	16点	12点	8点	4点
①	国際陶磁器展美濃がイメージできる内容か	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
2 デザイン内容（60点）		20点	16点	12点	8点	4点
②	アイキャッチや構図に訴求力はあるか	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
③	斬新でオリジナリティーあるものになっているか	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
④	書体が適切で必要な処理がなされているか	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
3 その他（20点）		20点	16点	12点	8点	4点
⑤	デジタル媒体でのPR展開について費用対効果が高いか	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
計（100点）						

2. 基準点

全審査員の採点の平均点＝60点

3. 見積書金額による加点

以下の基準に基づき、見積書の金額に応じて加点を行う。

見積金額	加点
1,800,000円以下	30点
1,800,001円～1,850,000円	20点
1,850,001円～1,900,000円	15点
1,900,001円～1,950,000円	10点
1,950,001円～1,999,000円	5点

4. 最優秀提案者の選定

「各審査員の採点の合計点」に「見積金額による加点」を加算し、その総合計点が最高点の者を、最優秀提案者とする。